

～人権を尊重しあい、共に支えあう小城市をめざして～

小城市人権教育・啓発基本方針

【第一次改訂】

令和4年3月

小 城 市

はじめに

すべての国民は、基本的人権を享有し、日本国憲法に基づき、法の下での平等を保障されています。

本市では、平成 17（2005）年 7 月に、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的として「小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を施行しました。また、平成 25（2013）年 1 月には、「小城市人権教育・啓発に関する基本方針」を策定し、人権を尊重しあい、共に支えあう小城市をめざして、人権問題に関する教育・啓発活動に取り組んできました。

しかしながら、社会生活の様々な場面において、今もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見や差別が存在しています。また、高度情報化社会の急速な進展に伴い、インターネットを媒介とした差別事案が後を絶ちません。さらに、LGBTQ+、犯罪被害者に関する問題など認識されるようになり、人権問題は複雑化、多様化しています。

このような中、国においては、平成 28（2016）年に、障がいのある人への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、本邦外出身者に対する差別的言動は許さないとした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、そして、同和問題の解決を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権三法が施行されるなど、様々な分野での人権に関する取り組みが行われています。

このようなことから、本市においても、複雑化、多様化する人権問題や人権課題の状況変化を踏まえ、基本方針の改訂を行い、人権教育・啓発活動を推進し、人権が尊重される社会を実現するために取り組んでいきたいと考えています。

今回の基本方針の改訂にあたっては、貴重なご意見・ご提言をいただきました小城市人権擁護審議会委員の皆さまなどに対しまして、心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

小城市長 江里口 秀 次

目 次

第1章 基本方針の背景と理念	1
1 基本方針の背景	1
(1) 基本方針の見直しについて	1
(2) 人権をめぐる国内外の動き	2
2 基本方針の基本理念	7
(1) 基本理念—共生社会の実現	7
(2) 目標—人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築）	8
(3) 基本姿勢—生涯を通じた人権教育・啓発	8
3 基本方針の性格	9
第2章 人権教育・啓発の推進	10
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	10
(1) 就学前教育	10
(2) 学校教育	11
(3) 社会教育	13
(4) 企業・団体等	14
2 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	15
(1) 市職員等	15
(2) 教職員等	15
(3) 社会教育関係職員	16
(4) 福祉関係者	16
(5) 医療・保健関係者	16
3 効果的な人権教育・啓発の推進	17
(1) 人材の育成と資質向上	17
(2) 情報提供の充実・強化	17
(3) 参加しやすい講演会の開催等	17
(4) 教材・学習プログラムの活用	17
(5) 各種団体との連携	18
(6) 相談・支援体制の充実	18
第3章 分野別施策の推進	19
1 同和問題	19
2 女性に関する人権問題	21
3 子どもに関する人権問題	24

4	高齢者に関する人権問題	27
5	障がいのある人に関する人権問題	28
6	外国人に関する人権問題	31
7	患者等に関する人権問題	32
8	犯罪被害者に関する人権問題	34
9	性的指向・性自認等に関する人権問題	36
10	インターネットによる人権侵害	37
11	その他の人権に関する様々な問題	38
	(1) 刑を終えて出所した人	38
	(2) ホームレス等生活困窮者	38
	(3) 北朝鮮当局による拉致問題等	39
	(4) 災害に起因する人権問題	40
	(5) 個人情報の保護	40
	(6) その他の人権課題	41
第4章 推進体制等		42
1	小城市における推進体制	42
2	国、県、他の市町及び関係機関等との連携	42
3	市民、企業、市民団体等との連携	42
4	基本方針の見直し	42
《資料編》		
	用語解説	1
	※本文中に*印の語句について解説を記載しています。	
	持続可能な開発目標（SDGs）について	8
	世界人権宣言	9
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	13
	小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例	15



(引用：国連広報センター)

※ 持続可能な開発目標（SDGs = Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットから構成されます。小城市では、じんけん尊重社会の確立に向けて「目標 4、5、10、16、17」を達成するための取組を推進していくこととしています。

第1章 基本方針の背景と理念

1 基本方針の背景

(1) 基本方針の見直しについて

本市では、平成25(2013)年1月に「小城市人権教育・啓発に関する基本方針」を策定しました。この基本方針は、人権教育・啓発についての長期的な方向性を示すと同時に、共生社会*の実現に向けて、市民とともに人権教育・啓発に取り組むために、現状と課題及び施策の方向を明らかにして、その推進を図るための指針を示したものです。

基本方針の策定から8年余りが経過した現在、各種施策や関係者の努力により大きく改善した分野がある反面、インターネットの急速な普及等の社会情勢の変化に伴って、様々な人権問題は複雑化、多様化しており、ヘイトスピーチ*や性的指向*・性自認*、子どもの貧困等に関わる人権問題など新たな課題も顕在化してきています。

このような中、平成28(2016)年に人権に関する3つの法律、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)*」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)*」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)*」が施行されました。

このたび、このような状況変化に的確に対応し、各種人権課題の早急な解決を目指すため、基本方針の改訂を行うこととしました。

《今回の主な見直し点》

- 基本方針策定以降における新たな法整備への対応、県の基本方針及び本市の各種計画・指針等との整合
- 特に重点的に見直しを行った項目
 - ・同和問題(部落差別解消推進法*)
 - ・障がい者(障害者差別解消法*)
 - ・外国人(ヘイトスピーチ解消法*)
 - ・犯罪被害者に関する問題(被害者が置かれている状況)
 - ・性的指向*・性自認*等(LGBTQ+*)
 - ・インターネットによる人権侵害の実態
 - ・その他の人権に関する様々な課題(刑を終えて出所した人、ホームレス等生活困窮者)

(2) 人権をめぐる国内外の動き

① 国際的な動き

多くの人命が失われた二度の世界大戦により、人権の保障が世界平和の基礎であることが認識されるようになり、人権を国際的に保障することが必要と考えられるようになりました。

第二次世界大戦が終結に向かう中で、昭和 20 (1945) 年に「国際の平和及び安全を維持… (中略) …人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する (国連憲章第 1 章)」ことを目的とした国際連合 (国連) が設立されました。

この国連では、昭和 23 (1948) 年第 3 回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言*」が採択され、これを具体的に実行させるものとして、昭和 41 (1966) 年に「国際人権規約*」が採択されました。さらに、国連では、様々な人々に人権が享受できるように、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約) * (昭和 40 (1965) 年)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約) (昭和 54 (1979) 年)」、「児童の権利に関する条約 (児童の権利条約) (平成元 (1989) 年)」等が採択され、様々な人権課題解決のための取り組みが展開されました。

また、国連では、人権という普遍的な共通価値を実現するために、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年にかけての 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、これにより、各国では、人権教育・啓発のさらなる取り組みが推進され、人権への関心の高まりとともに、国際的な取り決めが順次進められてきました。

その後、国連では、平成 17 (2005) 年に「人権教育のための国連 10 年」を継承する「人権教育のための世界計画」が採択されました。

この計画は、初等中等教育での人権教育を主眼とした第 1 段階 (平成 17~21 (2005~2009) 年)、高等教育での人権教育及び教育関係者、公務員、軍隊等のための人権研修に焦点を当てた第 2 段階 (平成 22~26 (2010~2014) 年) を経て、これまでの取り組みの強化とメディア関係者等への研修促進を掲げた第 3 段階 (平成 27~31 (2015~2019) 年) が各国で進められてきました。

近年は、性的指向*や性別違和等に関する議論も注目を集めるようになりました。平成 18 (2006) 年にインドネシアのジョグジャカルタの国際会議で採択され、その翌年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則*」や平成 23 (2011) 年の性的指向*と性別違和に関する初の国連決議を踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。

このほか、スポーツの世界では、オリンピック憲章において「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」を目指すとともに、スポーツを人権の一つと捉えて、

いかなる種類の差別も受けることなく権利と自由が享受されなければならないことを根本原則に明記するなど、国連以外の様々な分野、団体においても人権に関する取り組みが行われています。

こうした取り組みにより、国際的な人権意識の高揚が図られる一方で、極端な原理主義によるテロ行為の多発や地域紛争の激化、それらに伴う多量の難民の流入等による排外主義の台頭などから、深刻な人権課題も生じてきており、急速な対応が必要になっています。

② 国内の動き

戦後、昭和 21 (1946) 年 11 月に、我が国では「国民主権」「平和主義」そして「基本的人権の尊重*」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和 31 (1956) 年には国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たし、国連が提唱する各種の人権に関する国際年について積極的な取り組みを行ってきました。また、人権をめぐる国際的潮流の中で、我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約*」をはじめ人権に関する諸条約を批准するとともに、関係する国内法が整備され、広く国民的な課題として基本的人権の擁護・尊重と人権思想・人権意識の普及に向けて取り組みが進められてきました。

平成 7 (1995) 年 12 月には、政府において内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 9 (1997) 年 7 月、国内行動計画が策定されました。

平成 9 (1997) 年 3 月に人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法*」が施行され、同法に基づく「人権擁護推進審議会」において、平成 11 (1999) 年 7 月には「人権教育・啓発の総合的推進に関する基本的事項」、また、平成 13 (2001) 年 5 月には「人権侵害の被害者救済施策の充実に関する基本的事項」の答申が出されました。

このうち、「人権教育・啓発の総合的推進に関する基本的事項」に関しては、平成 12 (2000) 年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、国では、平成 14 (2002) 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。本基本計画については、平成 23 (2011) 年 4 月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

国では、この動きと連動して、これからの学校教育における人権教育の指針として、平成 16 (2004) 年に「人権教育の指導方法等のあり方について」(第 1 次とりまとめ)を皮切りに、平成 18 (2006) 年に第 2 次とりまとめ、そして、平成 20 (2008) 年に第 3 次とりまとめを発表しました。この中には、人権尊重の視点に立った学校づくりや「協力」、「参加」、「体験」を中核とした学習形態の重視、

発達段階に即した人権教育の指導方法等がまとめられ、学校・教育委員会において、このとりまとめを活用した人権教育に取り組むことが求められています。

なお、「人権侵害の被害者救済施策の充実に関する基本的事項」については、未だ実現しておらず、引き続き課題となっています。

近年の人権に関わる動きについては、例えば、子どもの問題に関し、平成 25 (2013) 年 9 月に「いじめ防止対策推進法*」が、平成 26 (2014) 年 1 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

また、平成 27 (2015) 年 4 月には「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

平成 19 (2007) 年 9 月には、我が国が「障害者の権利に関する条約」に署名したことで、平成 23 (2011) 年 8 月に「障害者基本法」が改正され、平成 28 (2016) 年 4 月に「障害者差別解消法*」が施行されて、障がいのある方への「合理的配慮*」が求められました。

また、同年 6 月には、適法に日本に住む日本以外の出身者やその子孫に対する不当な差別的言動は許されないとした「ヘイトスピーチ解消法*」も施行されました。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題については、その早期解決方法を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「同和対策審議会」が設置され、昭和 40 (1965) 年 8 月に「同和対策審議会答申*」が出され、昭和 44 (1969) 年 7 月に「同和対策事業特別措置法*」が施行されて以来、3 つの特別法に基づき、平成 14 (2002) 年 3 月まで 33 年にわたる特別対策が実施されてきました。

その後、同和対策は、一般対策の中で必要に応じて対応されてきたところですが、現在においても人々の間に残る差別意識を完全には払拭できていないとの認識の下、平成 28 (2016) 年 12 月に「部落差別解消推進法*」が施行され、改めて同和問題の解決が重要な課題であると認めて、国及び地方自治体が果たすべき責務が定められました。

③ 県内の動き

佐賀県においても、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関する様々な人権問題の解消に向けた取り組みを推進されています。

平成 10 (1998) 年 4 月には、県民の人権意識を高め、全ての県民が自らの課題として人権問題に取り組み、差別や偏見のない全ての人々の人権が尊重される社会を実現するための「佐賀県人権の尊重に関する条例」が施行されました。

また、平成 11 (1999) 年 3 月には、共生社会*の実現に向けて積極的に取り組むための指針となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定され、「人権教育のための国連 10 年」の佐賀県行動計画としても位置付けられてきました。

この基本方針は、人権課題の状況変化を踏まえながら、平成 18（2006）年 10 月に第一次改訂、平成 30（2018）年 3 月に第二次改訂が行われ、一層の推進が図られています。

④ 市の動き

本市では、人権教育・啓発の推進を図るため、平成 25（2013）年 1 月に「小城市人権教育・啓発に関する基本方針」を策定し、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に関する様々な人権問題の解消に向けて取り組んできました。この方針に基づき、市民一人ひとりが人権を尊重しあい、共に支えあう地域社会の実現を目指し、社会教育・学校教育を通して、市民啓発や人権教育を推進しています。

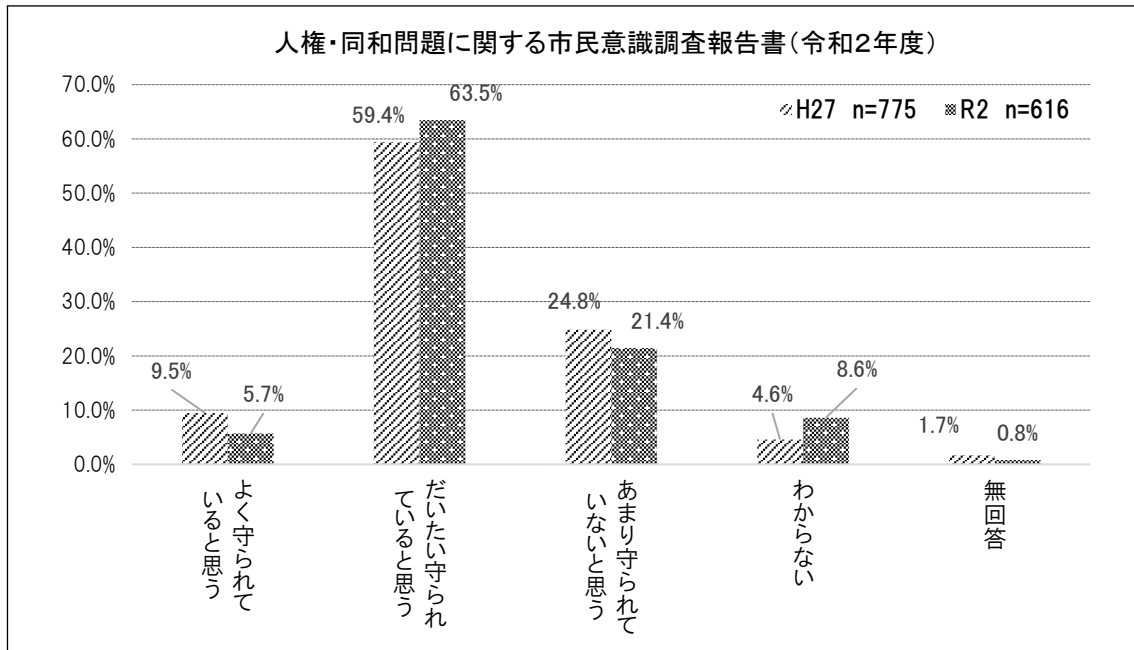
令和 2（2020）年度人権・同和問題に関する市民意識調査において、「人権が守られていると思いますか」の設問に対し、約 7 割の人が「よく守られていると思う」「だいたい守られていると思う」と答えています。また、「人権や差別問題に関心を持っていますか」の設問に対しては、7 割以上の人が「関心がある」「少し関心がある」と答えています。

この結果について、前回調査（平成 27（2015）年度）と比較すると、それぞれ、0.3 ポイント、2.7 ポイント増えています。

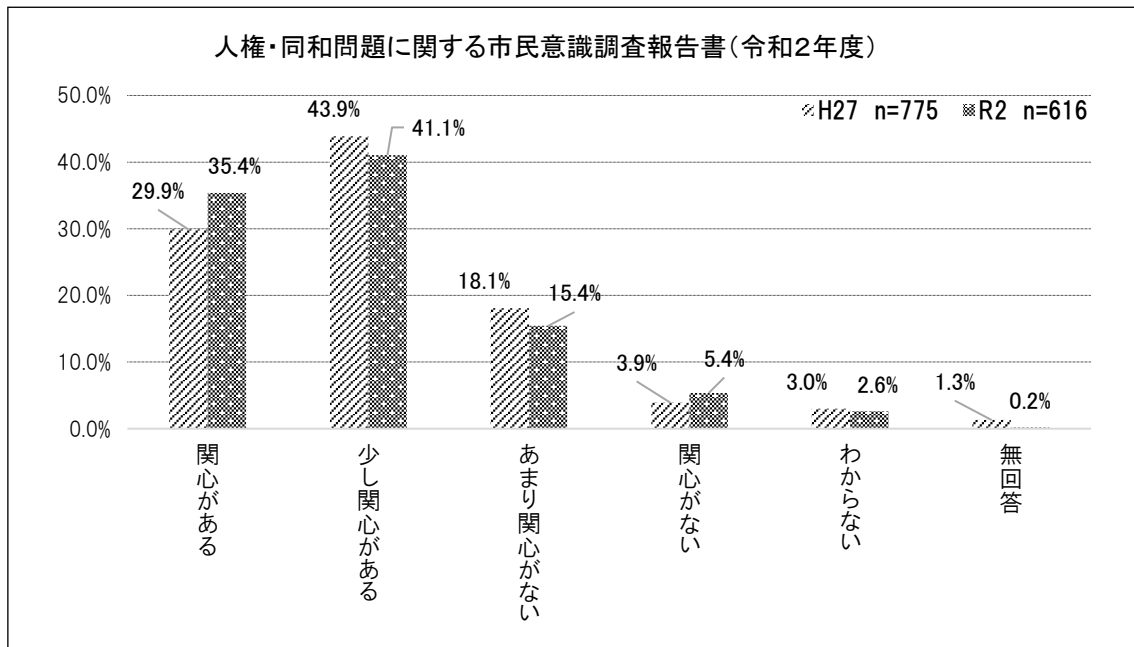
今後、人権問題の解決に当たっては、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、インターネット（SNS*等）などに関する様々な人権問題が複雑・多様化していることから、単なる知識のみにとどまらず、市民一人ひとりが自らの問題として取り組む姿勢がこれまで以上に重要であり、今後も定期的な意識調査を継続しつつ、市民の人権意識を把握しながら、さらに人権教育・啓発の向上に取り組んでいく必要があります。

【市民意識調査】

○問 あなたは今、人権が守られていると思いますか。



○問 あなたは、人権や差別問題に関心を持っていますか。



2 基本方針の基本理念

(1) 基本理念—共生社会*の実現

今日、世界では、人、物、情報等が国境を超えて自由に行き交うボーダレス化が進んでいます。特に、近年のスマートフォンの急速な普及に伴って、よりインターネットが身近になり、誰もが手軽に世界に向けて情報発信ができるようになっていきます。こうした状況の変化は、私たちの生活の利便性を高める反面、バーチャルの世界の現実感の無さと匿名性から、安易に他人を誹謗中傷してしまうといった新たな人権問題も増えています。また、世界各地において地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなど深刻な人権問題が後を絶ちません。

私たちの周りでも、児童虐待*、配偶者等への身体的・精神的な暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）*等の重大な人権侵害事例が認められています。また、同和地区出身者や障がい者、ハンセン病*元患者、H I V感染者*等に対する偏見や差別意識も完全に解消されているとは言い難く、市民の生活に関わるあらゆる場面で、依然として人権に関する深刻な問題が数多く発生しています。さらには、経済雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題など従来の人権課題に収まりきれない「生きづらさ」を抱えている人たちも増えています。

日本国憲法第 14 条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地*により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。そのためには、一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化、多様性を認め合い、交流を深める「共生」の心が必要です。

そこで、基本方針では、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる「共生社会*」の実現を目指すことを基本理念とします。

具体的には、次の3つの社会づくりを推進します。

○ 一人ひとりが個人として尊重される差別のない社会

個人の尊厳や多様性が尊重され、誰からも差別や偏見、そして暴力を受けない安心して生きていける社会の実現を目指します。

○ 一人ひとりが個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会

全ての人は平等であって、性別や年齢、障がいの有無等によって差別されず、一人ひとりの様々な個性や生き方の可能性を大切に、個性や能力を十分発揮できる機会が保障されている社会の実現を目指します。

○ 一人ひとりが個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

人権が尊重される社会の実現のためには、全ての人が、それぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが必要であり、自分を大切にすると同時に、他人を思いやる心を持って共に生きていく社会の実現を目指します。

以上の3つの社会づくりを全て実現することにより、基本理念である「全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる『共生社会*』の実現」を目指していきます。

この基本理念を今後の人権施策に反映させるとともに、国や県、民間団体、地域住民、企業・団体等との協力・連携を推進します。

(2) 目標一人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築）

全ての人間は、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利を生まれながらにして持っています。この人権は、全ての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は人類普遍の原理として、我が国の憲法の基本的理念の一つとなっています。

基本的人権の尊重*は、憲法によって全ての国民に保障されたものであり、人権尊重を今日の社会の隅々まで根づかせるためには、全ての人が人権尊重を日常生活のあらゆる場面で意識していくこと、そして、そのような人権意識のもとに積極的に社会に関わっていくことが必要です。

基本方針においては、自らの生き方を大切にしながら他者の人権を尊重し、相互理解を深めることによって育まれる共生意識というべきものを人々の日常生活の営みの中に定着させ、社会の習慣にまで広げ普及させていくことを「人権という普遍的文化」と捉え、これを市民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標とします。

(3) 基本姿勢—生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く市民生活に普及定着させるためには、人権教育・啓発を単なる人権に関する知識の普及にとどめず、市民が主体的に人権について学び、行動していくものとする必要があります。

「人権教育のための国連10年・決議」においては、「人権教育は情報提供するだけでなく、発達のあらゆる段階及び社会のあらゆる階層にある人々が、あらゆる社会において、他者の尊厳の尊重及びその尊重を保障するための手段と方法を学ぶための、生涯を通じての総合的なプロセスを構築するべきである」とされています。

一方、市民の人権に対する関心は多様で、その程度も様々です。市民一人ひとりが生涯を通じて人権問題を身近な学習課題の一つとして捉え、その学習を知識の修得から人権尊重のための取り組みへと高められるようにするためには、学習の場、学習の方法、学習テーマの設定等を工夫することが求められます。

そのため、生涯を通じた人権教育・啓発を重要なテーマとして捉え、市民の学習活動を効果的に推進します。

3 基本方針の性格

この基本方針は、「小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例*」に基づき、今後実施すべき人権教育・啓発についての基本的な方向を示すものです。

また、基本方針の推進については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定（地方公共団体の責務）及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に対応するものです。

第2章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、全ての人が人権問題に対する知識と認識を深め、差別をなくすための行動に取り組むことが重要です。そのためには、子どもから大人まで市民一人ひとりが自主的・主体的に人権学習に取り組むように、あらゆる機会を通じて学習の場を提供するなど人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

このようなことから、家庭、地域、学校、職場等において、あらゆる機会を通し、それぞれの実情にあった学習機会の創出に努め、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な人権問題に関する教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚に取り組みます。

(1) 就学前教育

《現状と課題》

家庭教育は全ての教育の出発点であり、幼児期から家庭において、親子のふれあいを通して、個人の生命や人権の尊さを認識させることが必要です。また、人格形成に大きな影響を与える大切な時期において、基本的な生活習慣や社会性を身につけさせるなどの人格形成の基盤づくりや、地域において、お互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育むことは、とても大切なことです。

しかし、急速な少子化、核家族化等により、子ども同士で遊ぶときに必要とされる社会性、協調性、問題解決能力など様々な力が弱くなっていると指摘されており、子どもが育つ上で最も重要な人間関係が全般的に希薄になることが危惧されています。

《施策の方向》

就学前教育における人権教育の推進に当たっては、情報提供の充実、相談・支援体制の整備を図るとともに、就学前の乳幼児に関わる職員の資質の向上を含め、適切な指導ができるように支援します。

① 集団活動の機会の確保

幼児は人とのかかわりの中で、愛情と信頼感を育みます。また、友だちと一緒になかをやりとげようとする過程で、責任感や我慢について学んでいます。このようなことから、集団とのかかわりの中で、乳児が生活習慣や遊びを通して涵養される人間としての基礎・基本を培い自己実現が図られるよう、集団活動の充実に努めます。

② 健康・生活習慣・社会性の育成

幼児期（6歳未満）は、自我が芽生える時期と、他者を意識して思いやることにより自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期とに分かれると言われていいます。このような発達のプロセスや生活環境等で、一人ひとりの子どもの特性に十分留意する必要があります。

さらに、幼児一人ひとりが幼児期にふさわしい生活体験をすることで、物事に進んで取り組む意欲と自信をつける教育を行うことが必要です。そして、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培い、子どもの健康、基本的な生活習慣、社会性や言葉の発達など、子どもがそれらを十分に身につけることができるよう配慮した就学前教育が行われなければなりません。

③ 地域・家庭・小学校との連携

就学前教育を生涯学習の視点に立って効果的に行うためには、家庭での教育はもとより、地域の教育に負うところが大きく、家庭や小学校等との密接な連携を図る必要があります。

④ 幼児教育に関する職員等の研修の充実

幼児期には、人や自然を大切に思いやりとやさしさを持ったりすることを大人から学んでいきます。

このため、幼児教育に関する職員など指導的立場にある人に対し、人権問題に関する正しい理解と認識を深められるように、研修において教育・保育施設と小学校との連携を図るとともに、研修内容等の充実に努めます。

(2) 学校教育

《現状と課題》

学校教育においては、発達段階に応じて全ての児童・生徒が、いきいきと自分の無限の可能性を伸ばし、個性と能力に応じた自己実現を図り、よりよい社会人としての基礎的な能力・態度・豊かな感性を身に付け、健康でたくましい心身をつくるとともに、子どもたち自らが「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を育てることが必要です。

学校においては、人権問題について基本的な理解と解決のため、学校教育活動全体を通じて人権尊重の精神を育むための教育が行われています。

また、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な課題についても、児童・生徒の人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図りながら、偏見と差別をなくす取り組みを進めてきたところです。

しかし、依然としていじめや暴力行為、不登校*など子どもの人権に関する課題

が存在しています。また、情報化の進展によって、SNS*（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を介したいじめやインターネット上での人権侵害、有害な情報の氾濫等は、子どもたちにとっても身近な問題となっています。

このような状況の中、子どもたちの自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる力を育てていくために、人権教育を推進する必要があります。

《施策の方向》

学校教育では、子どもたちの発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、人権について正しく理解し、人権問題を解決しようとする意欲や態度が十分に身に付くよう、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら人権教育の推進に努めます。

① 教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校においては、各教科等の時間はもとより、児童・生徒が行う全ての教育活動において人権教育の視点も必要となります。そのため、児童・生徒の実態を踏まえ、興味や関心を高めながら、生活の中の人権課題をテーマとした参加体験型*の学習を取り入れるなど効果的な学習方法の創意工夫に努めます。

② 教職員の研修の充実

教育をつかさどる教職員は児童・生徒に大きな影響を与えます。そのため、人権感覚に満ちあふれる児童・生徒の育成のためには、教職員の人権意識や資質の向上が最も重要です。

教職員自らが、常日頃より人権感覚を磨く自己研修に努め、人権問題についての知識や技術の取得ができるような計画的、実践的な研修を行うように努めていきます。

③ 幼保小中の連携

人権教育の推進に当たっては、幼児や児童・生徒の発達段階に応じた指導が必要です。そのためには、学校における人権教育の重要性を改めて認識するとともに、各学校の状況に応じた人権教育の課題を明確にして、各園、各学校が相互に綿密な連携を図るよう努めます。

④ 学校、家庭、地域の連携

学校、家庭、地域の連携においては、それぞれがお互いに協力し合いながら、あらゆる機会を捉えて、家庭や地域との連携を深め、地域ぐるみの人権教育を推進し、様々な人権問題の解決に取り組むように努めます。

(3) 社会教育

《現状と課題》

地域における人権教育は、市民、教職員等が参加する各種講演会の開催、指導者の育成や推進体制の充実に努めながら、家庭、地域等において人権教育・啓発活動に取り組んできました。

しかし、人々の心の中には潜在的に差別意識が存在していることから、正しい理解と認識を深めるため、人権教育・啓発活動を引き続き推進する必要があります。

《施策の方向》

社会教育では、家庭や地域などそれぞれの実情に応じた人権に関する学習の充実に努めるため、効果的な教育・啓発を企画しながら、市民への人権教育・啓発に努めます。

① 指導体制の拡充

同和問題をはじめとする人権教育に関する学習活動を推進するためには、人権教育指導員、社会教育指導員が指導的な役割を担い、人権教育の内容や指導方法等の創意工夫に努めます。

② 社会教育関係団体における人権教育・啓発の推進

一般に社会教育関係団体には、婦人会、老人クラブ、PTAなど多種多様な団体が存在し、学校教育等を除く青少年、成人を対象に行われる教育を推進する団体としての役割を担っています。

このため、社会教育における人権教育・啓発について、社会教育関係団体と連携・協力しながら、あらゆる機会を通じて人権教育の学習の場づくりに努めます。

③ 人権・同和問題に関する市民意識調査の実施

人権・同和問題に関する市民意識調査については、市民の人権問題に関する理解や認識など、これまでの学習、啓発の成果や問題点を明らかにし、今後の取り組みを進めるための参考となる基礎資料を得るために実施するもので、その結果については、市報やホームページ*等により公表します。

④ 市民への啓発の推進

人権教育・啓発については、様々な人権問題に対し、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、人権についての学習できる機会の提供に努めます。

○ 「じんけんふれあいセミナー」の開催

「じんけんふれあいセミナー」は、セミナー参加者を募集し、1年間にわた

り様々な人権問題の領域からその分野に精通している講師による研修を開催しています。このセミナーについては、市民自身が自主的・主体的に学習意欲を高める場としても有効な啓発手段であるため、今後もより多くの市民が気軽に参加できるよう創意工夫して啓発に努めます。

○ 講演会・映画会やイベントの開催

講演会等については、子どもから大人まで広く関心を持ってもらうため、8月の同和問題啓発強調月間*中には「小城市人権・同和問題を考える講演会」や「心にひびけ！映画会」を、12月には人権週間にあわせて「小城市じんけんふれあい講演会」や市内の各所において「じんけん啓発街頭キャンペーン」を開催しています。また、11月の産業まつりのイベント等においては、人権に関するポスターやパネル展示を通して啓発活動に努めています。

(4) 企業・団体等

《現状と課題》

経済雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題等により、人権を取り巻く環境も大きく変化する中で、企業・団体等も社会を構成する一員として、人権問題について大きな役割を担っていく必要があります。

企業・団体等は、社会性や公共性を有しており、その社会的責任を自覚し、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めることが求められています。

しかし、採用選考時の身元調査による出身地や国籍等による不公正な採用選考、採用や業務内容における男女差別、賃金や昇進等における男女格差、また、高齢者の継続雇用の問題、就職に当たって特別な配慮が必要な障がいのある人等の雇用問題、正規雇用と非正規雇用の格差の問題、さらに、職場における人権を侵害する不当な行為であるハラスメント*など企業・団体等における人権に関する認識は十分とは言えない面もあり、企業・団体等における人権教育・啓発の取り組みが必要となっています。

《施策の方向》

企業・団体等においては、人権・同和問題に対する正しい認識と人権・同和教育の必要性を広げていくための施策を推進します。

① 研修機会の提供

企業・団体等においては、雇用者、従業員、管理職、職員という人間関係から強い立場と弱い立場という人間関係が生じ、人権を侵害する不当な行為であるハラスメント*が起りやすい状況にあることから、人権教育の研修機会も必要です。

そのため、男女共同参画社会の実現のための研修も含め人権教育・啓発に関する出前講座の実施など広報活動に努めます。また、国（ハローワーク等）における人権教育・啓発事業や研修会等など必要に応じて情報提供に努めます。

② 就職の機会均等の確保

国籍、出身地、性別、年齢、障がいの有無、性的指向*・性自認*等によって差別されず、全ての人々が尊重された働きやすい職場を実現するために、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」等の法制度の周知・徹底を図るとともに、公正な採用選考が行われるよう働きかけます。

2 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、様々な分野の人々を対象に、機会を通じて人権教育・啓発の取り組みが必要です。特に、人権への関りが深い特定の職業に従事する人（市職員、教職員、社会教育関係職員等）に対しては、重点的な人権教育・啓発が必要です。

(1) 市職員等

「地方公務員法」では、職員はサービスの根本基準として「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること」が求められています（地方公務員法第30条）。また、研修の機会が与えられるように定めています（同法第39条）。

行政に従事する職員は、憲法の理念を尊重・遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととして捉える正しい知識と理解が必要です。職員は、個々の行政施策を通じて、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重*」を具体化する責任があります。

このため、本市では、人権尊重の視点に立ち、個々の職務内容に応じて、全ての職員が、豊かで確かな人権感覚を身につけるよう研修内容の更なる充実を図ります。

また、研修の開催時期や時間により職種によっては参加できない職員も散見されるため、例えば、回数を分けたり時期を工夫したりすることにより多くの職員が研修を受講できるように努めます。

(2) 教職員等

教育する内容をはじめ日常の学校生活において、教職員が児童・生徒に与える心理的教育的影響は大きなものがあります。教職員の価値観や生活観が直接児童・生徒へ感化していきます。このため、教職員自身に豊かな感性が求められます。持ち合わせるべき人権感覚も豊かなものでなければなりません。そのためにも常に研修が必要となります。

教職員には、佐賀県教育委員会が主催する人権・同和教育研修会や佐賀県人権・

同和教育研究協議会、小城市人権・同和教育研究会が主催する研修会など、多くの研修機会があります。全ての教職員がこのような研修会に参加し、研鑽していく必要があります。

(3) 社会教育関係職員

多くの市民が学習の機会を求めており、人権教育指導員、社会教育関係職員の果たす役割がますます重要になってきています。

社会教育の分野で研修の機会はあるものの、人権に関わる学習の機会はまだまだ少なく、社会教育における人権教育の場が求められます。このため、公民館主催事業の中にも人権に係る研修の場を公民館職員が積極的に企画立案していきながら、職員自らが人権教育研修の機会を多く持ち、人権教育を実践していく必要があります。

そのため、社会教育関係職員が職務に応じた人権感覚を養い、人権に関わる問題の解決を図ることができるよう充実した内容の研修を行い、県主催の指導者養成講座へも引き続き参加していきます。

(4) 福祉関係者

子ども、高齢者、障がいのある人など社会的弱者と言われる立場にある市民と接する機会が多い福祉関係者（民生委員・児童委員*、家庭相談員、母子・父子自立支援員、福祉事業従事者等）は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮が特に必要です。

人権を尊重することは、平等な対応ができるということであり、誰もが公平な福祉を受けられることにつながります。

福祉関係者には、人権意識を深めることが重要な職務であることを踏まえ、新しく採用、委嘱された時の研修や、その後の段階的な人権教育や研修の機会が得られるように働きかけを行います。

(5) 医療・保健関係者

医療技術の進歩、市民の生活水準の向上等により健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した質の高い医療や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し、患者本位の医療を提供することが求められています。そのためには、患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

また、患者が納得して、安全で適正な医療を受けることができるよう、インフォ

ームド・コンセント*の徹底や、患者の人権を尊重するため、医師や看護師など医療関係者に人権教育に関する研修等の充実が図られるよう、県と連携しながら関係機関・関係団体へ働きかけを行います。

3 効果的な人権教育・啓発の推進

本市では、人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、以下のような取り組みを推進します。

(1) 人材の育成と資質向上

地域における人権教育・啓発の推進においては、日頃から市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として捉え、継続的に学習していくことが必要です。

その際、市民の日常生活の身近なところで、人権教育・啓発の推進者の役割が重要であり、地域に密着した人材の育成が求められます。

そのため、社会教育関係職員や「じんけんふれあいセミナー」等の研修参加者等を対象として、新たな人材発掘とともに、人権教育・啓発の推進者の育成とその資質の向上に努めます。

(2) 情報提供の充実・強化

令和2（2020）年度人権・同和問題に関する市民意識調査において、「人権・同和問題について理解を深めるために、あなたがもっとも効果的であると思われるものはどれですか」の設問に対し、「市報やホームページ*等で啓発する」が26.6%、「講演会・講座等の啓発活動を充実する」が26.0%、「職場での学習会等を行う」が22.6%となっています。

このことから、企業・団体等や高齢者等への出前講座や講演会での啓発活動のほか、市報やホームページ*などでの啓発に努めます。

(3) 参加しやすい講演会の開催等

市民が参加しやすい講演会の開催については、身近な人権や差別についての問題意識を呼び起こすような題材が織り込まれていることが大切です。

そこで、8月の同和問題啓発強調月間*中の「小城市人権・同和問題を考える講演会」、12月の人権週間にあわせて開催している「小城市じんけんふれあい講演会」のほか、啓発映画会の上映や啓発パネル、人権ポスターや人権フォトコンテスト等の募集を通じて広く市民に関心を持ってもらい、気軽に参加できるような啓発活動に努めます。

(4) 教材・学習プログラムの活用

これからの人権教育・啓発は、多様な文化や価値観を持った人々が共に生きる開かれた社会の実現をめざして進める必要があります。

そのために、学習内容については、単に知識を身につけることだけで終わらせることなく行動につながる学びづくりのために、意見交換や疑似体験等を取り入れた参加体験型*プログラムの作成に努めます。

学校教育においては、身近なことを題材にして、児童・生徒の関心・意欲を引き出せるような教材を研究し、地域や職場における学習用の教材についても、より身近な日常生活に関りの深い啓発冊子、パンフレット、リーフレット等の教材の充実を図ります。

(5) 各種団体との連携

効果的な人権教育・啓発を推進するために、国・県・他の市町等との連携はもとより、社会教育関係団体をはじめ多くの民間団体との連携が必要です。

そのため、これらの関係機関や関係団体との情報交換を密にし、人権教育・啓発の取り組みを推進します。

(6) 相談・支援体制の充実

本市では、人権擁護委員*が、悩みごとを聞く人権相談日を設けられていますが、このような相談の機関を知らない市民も見受けられます。

そのため、人権相談開催の広報に努めるとともに、市民が相談できる体制を充実させていきます。

また、民生委員・児童委員*、家庭相談員等の市民に身近な相談員を活用した相談体制の充実や、市福祉事務所をはじめ県保健福祉事務所、警察等とも連携します。さらに、子どもたちの人権については、教育委員会が管轄する小城市子ども支援センター*等の活用も進めていきます。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

《現状と課題》

同和問題は、昭和40（1965）年8月の同和対策審議会答申*において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置づけ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と示されました。

本市では、昭和44（1969）年7月の「同和対策事業特別措置法*」の施行以来、33年間にわたり同法に基づき、同和問題を市政の重要な課題と位置づけ、市民の同和問題に対する差別意識の解消に向けた正しい理解と認識を高めていくための教育・啓発に取り組んできました。

学校教育では、教育活動の全ての領域において人権・同和教育に取り組んできました。また、教職員の研修の充実に努めるとともに、県や本市の教育方針に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題を取り上げ、教職員の理解と認識を深めながら、差別意識の解消に向けた教育を積極的に推進してきました。

社会教育においても、同和問題の解決に向けて、多くの市民を対象とした広報活動や講演会、パネル展、各種団体・企業等への研修、街頭キャンペーン等を実施し、同和問題の早期解決を目指した教育・啓発を家庭、学校、地域、職場などで行ってきました。

その一方で、インターネットの匿名性を悪用し、同和地区に関する情報の流布や、個人や団体に対する誹謗中傷、同和問題をかたった差別的な書き込みが行われるなど、高度情報化社会の進展も相まって差別の態様が変化しています。

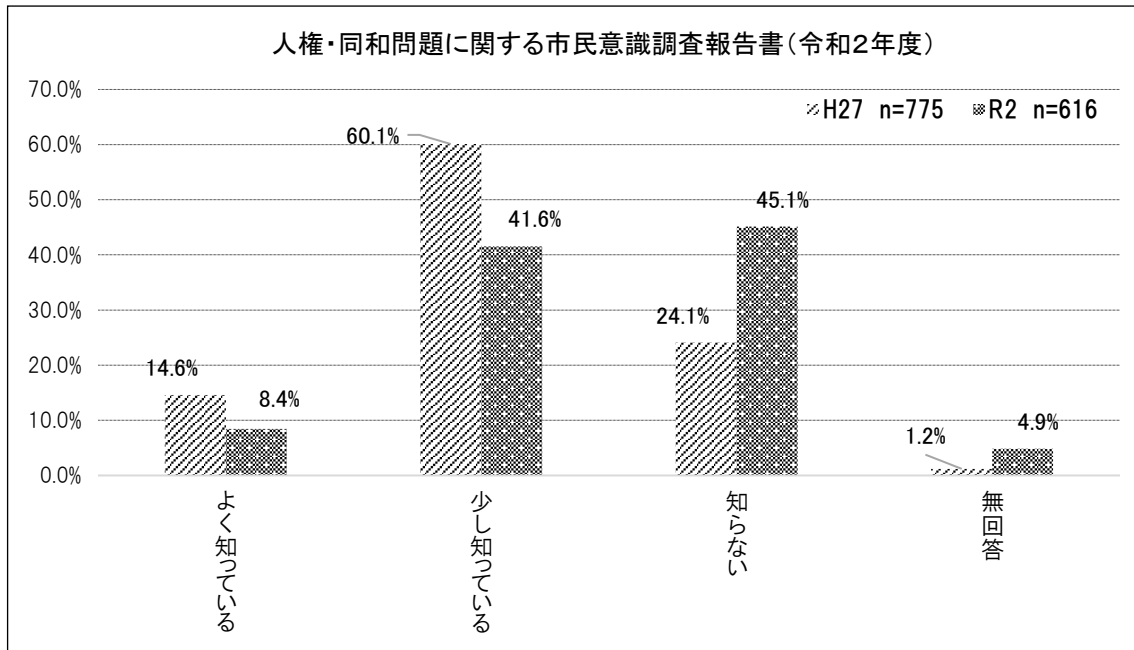
こうした中、平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法*」が施行され、同和問題の解決が国民的課題であることが改めて示されました。

本市では、令和2（2020）年度人権・同和問題に関する市民意識調査において、「同和問題を知っているか」の設問に対し、「知っている」と答えた人が50.0%、「知らない」と答えた人が45.1%という結果になっています。また、「同和問題について、どう考えているか」の設問に対し、「人間の自由や平等に関わる問題なので、国民全体で考えるべきである」と答えた人が54.7%、「あまりさわがず、そっとしておくのがよい」と答えた人が18.2%という結果になっています。

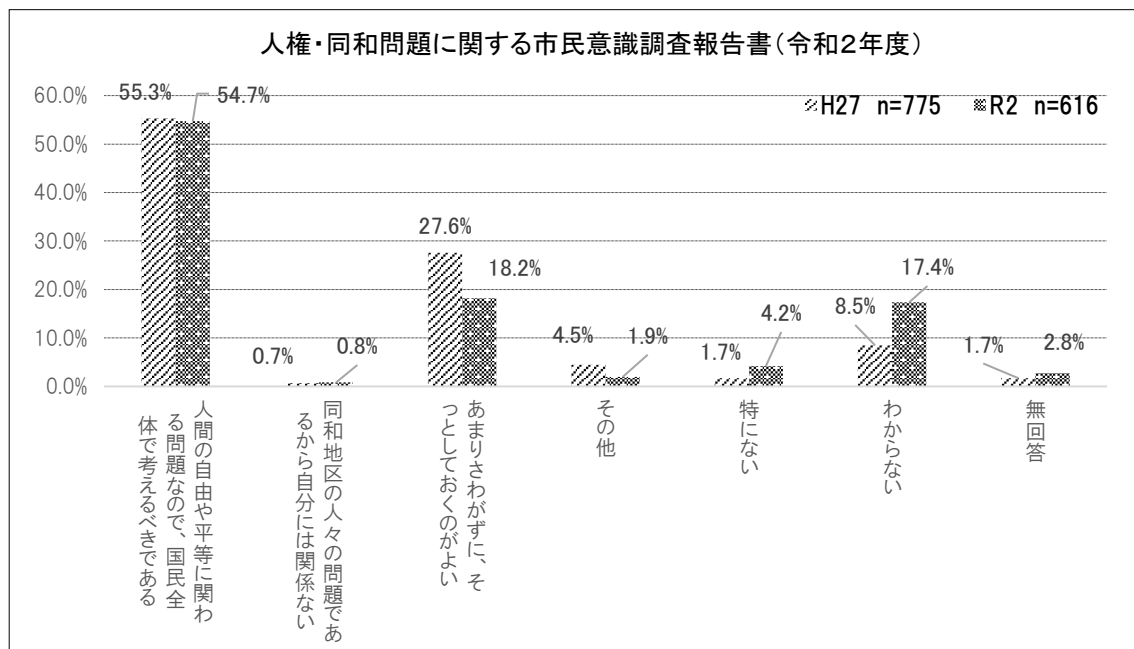
同和問題の解決を「自分事」として捉え、市民一人ひとりの偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、問題解決への主体的な取り組みを促進するため、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

【市民意識調査】

○問 同和問題を知っているか。



○問 同和問題について、どう考えているか。



《施策の方向》

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題であることから、「部落差別解消推進法*」の趣旨を踏まえ、国や県、他の市町等の関係機関や関係団体と連携し、以下のような取り組みを推進します。

(1) 学校教育における人権・同和教育の推進

小城市人権・同和教育研究会の活動を支援するとともに、実践的な研究を通じて教職員の資質の向上を図ります。

「部落差別解消推進法*」について、引き続き教職員への周知徹底を図り、学校教育のあらゆる場面で人権・同和教育に取り組むよう努めます。

管理職（校長、教頭）や小城市内に新しく赴任してきた教職員を対象にした研修の機会の確保に努めます。

(2) 社会教育における人権・同和教育の推進

市職員が人権の尊重と同和問題の正しい理解と認識を深めるため、自らのこととして主体的に行動できるように研修に努めます。

研修や広報等を活用し、人権教育指導員とともに、「部落差別解消推進法*」の趣旨について教育・啓発活動を積極的に取り組みます。

(3) 啓発活動の推進

啓発活動の推進においては、年間を通した「じんけんふれあいセミナー」や、同和問題啓発強調月間*（8月）・人権週間（12月4日から10日）等における講演会や映画会（8月）の開催、「じんけん啓発街頭キャンペーン（12月）」を実施するなど、人権・同和問題の正しい知識と理解を深めるよう啓発活動を推進します。

(4) 教育集会所の活用

人権・同和教育等の関係団体が人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための活動・研究を推進する場として活用していきます。

2 女性に関する人権問題

《現状と課題》

男女平等の理念は、日本国憲法において法の下での平等として規定されており、男女平等を実現するための法律や制度の整備により様々な取り組みが行われてきました。

平成11（1999）年6月には、男女共同参画社会の形成を総合的に推進することを目的として、「男女共同参画社会基本法*」が施行され、平成12（2000）年12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。同年11月には「ストーカー*行為等の規制

等に関する法律（ストーカー*規制法）」が、平成 13（2001）年 10 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法・配偶者暴力防止法）」が施行され、暴力からの保護に一步前進する法的な措置が講じられています。

また、平成 27（2015）年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、女性はその個性と能力を十分に発揮し職業生活において活躍できるよう環境整備が求められています。

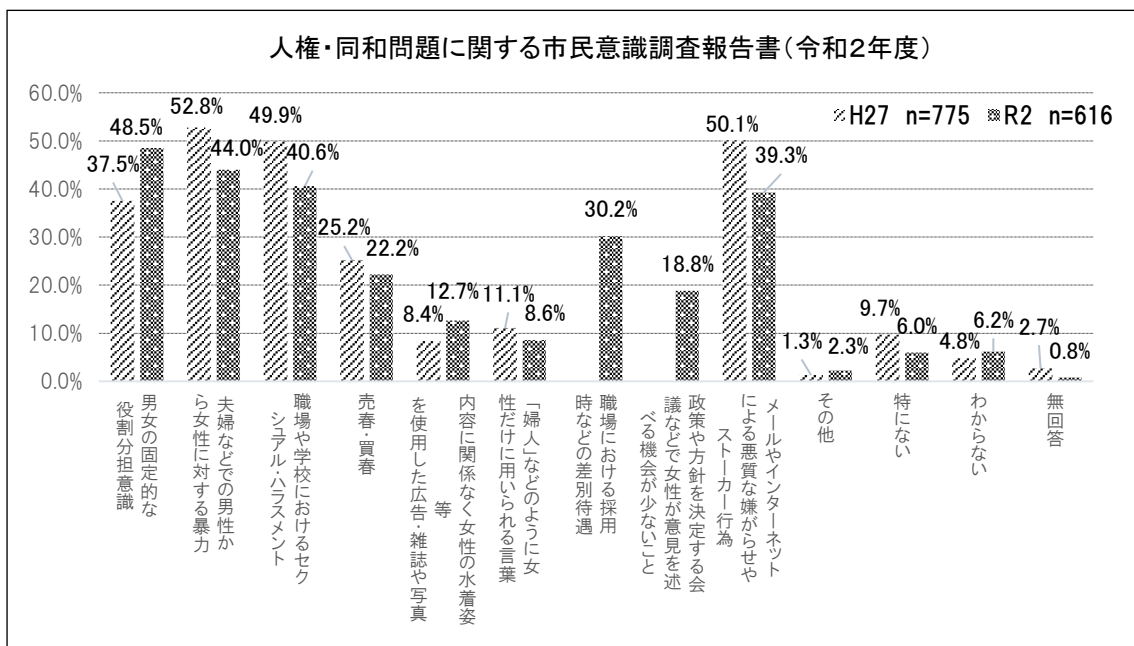
こうした中、本市では、平成 19（2007）年 3 月に「小城市男女共同参画プラン*」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成 29（2017）年 3 月には「DV防止法に基づく市町村基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」を盛り込んだ「第 2 次小城市男女共同参画プラン*」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた施策を展開しています。

令和 2（2020）年度人権・同和問題に関する市民意識調査において、「女性の人権について、特に問題があると思われるのはどれですか」の設問に対し、「男女の固定的な役割分担（家事・育児等）」と回答した人が 48.5%と約半数を占めています。

女性に関する人権問題においては、男女共同参画社会づくりの機運の醸成と施策の展開により、様々な分野において着実に女性の参画が進んでいます。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた男女共同社会の実現にはまだ十分とは言えない状況が続いています。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）*やストーカー*、性暴力、人権を侵害する不当な行為であるハラスメント*等は重大な人権侵害であるにも関わらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分ではありません。

【市民意識調査】

○問 女性の人権について、特に問題があると思われるのはどれですか。



《施策の方向》

本市では、「第3次小城市男女共同参画プラン*（令和4（2022）年3月）」の基本目標を踏まえ、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」を目指して、以下のような取り組みを推進します。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、学校教育・社会教育、CSO活動との連携を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めます。

(2) 男女が共に参画する社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図れるように、市民主体の取り組みに対する支援を行い、家庭や地域活動の場、事業所、CSO活動の場等における男女共同参画の促進を図ります。また、市の政策や方針決定過程への女性の参画推進等の取り組みを積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めます。

(3) 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

社会全体で子育てを支援する環境づくりや、高齢者等が安心して暮らし続けられるよう介護支援策の充実を図り、仕事と育児・介護の両立ができる環境づくりを行います。

また、女性が十分に能力を発揮して職業生活において活躍できるよう、事業者に雇用形態や労働条件の整備を促進するための情報提供を進めます。

(4) 誰もが安心して暮らせる社会づくり

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々な場面に応じた健康支援に取り組み、心身の健康の保持増進を図ります。

また、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者など困難を抱えているあらゆる人への支援を行い、生活の自立と安定、多様性を尊重する環境づくりを促進します。

加えて、人権を侵害する不当な行為であるハラスメント*等の防止に向けた広報・啓発に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めます。

(5) 配偶者等に対する暴力のない社会づくり

ドメスティック・バイオレンス(DV)*が身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を関係機関と連携しながら総合的に進めます。

3 子どもに関する人権問題

《現状と課題》

子どもは、かけがえのない存在であり、社会のたからです。子どもたちの明るい笑顔が家族の生活を明るくし、社会を豊かにしてくれます。21世紀を生きる子どもたちを健全に育てるために、大人はあらゆる手立てをとらなければなりません。また、家庭、学校、地域における教育環境を整え、豊かな心情が育まれるように配慮をしなければなりません。

日本国憲法は、基本的人権の尊重*を基本理念の一つに掲げており、これに基づく教育基本法*、児童福祉法*、児童憲章*は、その基本的理念として、全ての子ども的人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。

平成6(1994)年4月に我が国が批准した「児童の権利に関する条約*」では、子どもを権利の主体として認め、子どもの成長、発達を保障するため、保護者をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。

しかし、晩婚化や女性の社会進出が進む中で、子育てに対する社会全体での支援体制が十分でなく、子育てと仕事を両立させることが難しくなっています。また、全国的に少子化や核家族化が進む中、地域における人間関係の希薄化等により、家庭や地域における子育て力の低下など子どもを取り巻く環境は大きく変化し、保護者等による身体的虐待や心理的虐待、あるいは、育児放棄等の児童虐待*など痛ましい事件が起こっています。

平成16(2004)年10月には、平成12(2000)年11月に施行された被虐待児の早期救済等を目指す「児童虐待*の防止等に関する法律」が改正され、国や地方公共団体の取組強化や子どもの安全確認のための立入調査の強化等が規定されています。また、平成28(2016)年6月に改正された「児童福祉法*」において、児童の福祉を保障する原理が明確化されるとともに、家庭で適切な養育を受けられない社会的養護*については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。

いじめについては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25(2013)年9月に「いじめ防止対策推進法*」が施行され、同法第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われ

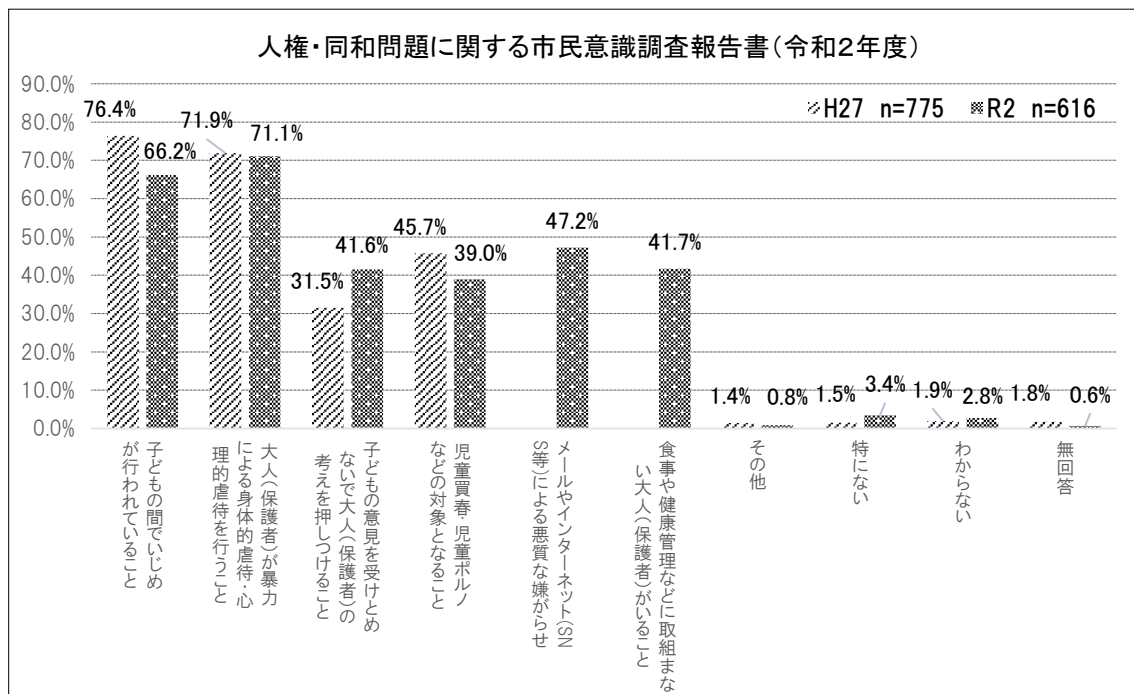
るものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されました。これを踏まえ、本市では、「小城市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携強化に努めています。

令和2（2020）年度人権・同和問題に関する市民意識調査において、「子どもの人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか」の設問に対し、最も多かった答えは、「大人（保護者）が暴力による身体的虐待・心理的虐待を行うこと」（71.1%）で、次いで「子どもの間でいじめが行われていること」（66.2%）の結果となっています。

このような中、本市では、平成22（2010）年3月に「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を策定し、子育て支援の各種施策を展開してきました。その後、子ども・子育て関連3法の一つである「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年（2015）年3月に「小城市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2（2020）年3月には「第2期小城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、学校、地域、行政など社会全体が一体となった子育て支援を推進しています。

【市民意識調査】

○問 子どもの人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。



《施策の方向》

子どもの人権尊重及び擁護に向けた取り組みを推進します。また、児童福祉及び子

どもの権利に関する理念の教育・啓発とともに、子どもが成長していく社会環境の点検や改善、学習機会の提供等を推進します。

(1) 啓発活動の推進

子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心を高めるため、市報やホームページ*等を活用した啓発活動を展開し、家庭、学校、地域など社会全体への児童福祉・子どもの権利の理念の普及啓発に努めます。

(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発

「児童の権利に関する条約*」について、学校教育において児童・生徒に趣旨を理解させるとともに、子どもたち一人ひとりの特性を生かし、個を大切に教育が行われるように、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発に努めます。

(3) いじめや不登校*等の問題への取り組み

学校教育においては、いじめや不登校*等の未然防止・早期発見を図るため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*、スクールサポーター*等を活用した教育相談体制の充実を図ります。

また、社会教育においては、家庭、地域、関係機関等の連携・協力のもと子どもの相談や指導を積極的に進めるなど社会全体が一体となった取り組みに努めます。

(4) 児童虐待*防止への取り組み

保護者等の養育能力の不足等により虐待されている子どもについては、家庭における問題発生を早期に把握し、適切な保護や支援を図るため、児童相談所*、保健福祉事務所等の関係機関や学校、保育所・幼稚園、民生委員・児童委員*等と連携・協力しながら取り組みます。

(5) 健全育成に向けての取り組み及び健康被害の防止

社会教育において、子どもたちの心身を鍛え創造性や自主性、協調性を育むため、関係機関や関係団体、地域等と連携し、学習及び交流の機会の提供に努めます。

学校教育においては、思春期の児童・生徒を対象に、妊娠・出産・育児やエイズ*等の性感染症の予防等の保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と生命の尊厳や母性の社会的機能等の重要性を認識させるため、発達段階に即した教育に努めます。

(6) 子育て支援の充実

「小城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関や団体、家庭・地域

等と連携を図りながら、子育て支援に関する取り組みを推進します。

訪問等による妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実に努め、子どもたちの健やかな成長、発達を支援します。

(7) 相談体制の充実

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、子育てや教育に関する様々な問題や悩み等の相談を受け付ける小城市子ども支援センター*や県の教育センター、児童相談所*等について情報提供に努めます。

4 高齢者に関する人権問題

《現状と課題》

我が国では、平均寿命の延びや少子化の進行により、世界的にも例のない速さで高齢化が進展し、21世紀半ばには、国民の3人に1人が65歳以上の超高齢社会*になるものと推計されています。

本市においても、同様に高齢化は着実に進展し、令和3年12月末現在における65歳以上の高齢者の割合は29.3%と約3.4人に1人になっています。

平成12(2000)年に創設された介護保険制度*により介護の社会化が進んでいますが、要介護者を抱える家族の心身の負担は重く、中には、介護を要する高齢者に対する虐待や介護を放棄されたりする事態も生じています。

また、高齢者に対する悪徳商法や財産奪取等といった高齢者の権利が不当に侵害される問題も生じているところです。

このため、本市では、老人福祉法、介護保険法に基づき、令和3(2021)年3月に「小城市高齢者福祉計画」を策定し、高齢者福祉施策の総合的かつ効果的な推進に努めているところです。

今後、高齢者の人権が尊重され、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持つとともに、長年にわたり培ってきた豊かな知識や経験等を生かして社会参加できるなど、安心していきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、人権教育や啓発を推進する必要があります。

《施策の方向》

市民一人ひとりが高齢者に関する人権問題への理解を深め、全ての高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるように、以下のよう取り組みを推進します。

(1) 啓発活動の推進

高齢者の一人ひとりが社会の構成員として尊重されるよう、地域の実情に応じた

人権教育・啓発を推進します。

(2) 学校における社会福祉教育の推進

高齢者社会に関する知識や福祉等についての理解を深めるため、総合的な学習において、高齢者との触れ合いにより、情操面でも高齢者を大切にすることを育てるよう努めます。

(3) 高齢者への虐待防止の取り組み

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を踏まえ、高齢者の家族や高齢者施設における虐待案件に迅速に対応し、高齢者の権利擁護を図ります。

(4) 相談体制・生活支援体制の充実

一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組みを推進します。

また、高齢者の生活上の相談を身近な場所で気軽に行えるよう「おたっしや本舗（地域包括支援センター*）」と連携し、相談体制の充実や見守り体制の確立に向けた取り組みを推進します。

(5) 成年後見制度の利用促進

高齢者の権利や財産を守り、高齢者が安心して生活を送ることを支援するため、成年後見制度等について市報やホームページ*等を活用し、広報・啓発活動に努めます。

(6) 健康・生きがいのづくりの推進

地域のボランティア等が、家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等に対し、閉じこもり防止のため趣味、レクリエーションなど生きがいの活動など高齢者の積極的な地域活動への参加を促し、自らの健康・生きがいのづくりや仲間づくりを推進します。

5 障がいのある人に関する人権問題

〈現状と課題〉

平成 18（2006）年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化されました。

また、平成 23（2011）年 8 月には「障害者基本法」の改正により、障がい者の定義の見直しや合理的な配慮が新たに規定され、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐

待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

さらに、平成 25（2013）年 4 月には障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、同年 4 月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、平成 28（2016）年 4 月には、障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮*を提供することが義務付けられた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）」が施行されました。

本市においては、平成 18（2006）年 3 月に「第 1 次小城市障がい者計画」を、平成 29（2017）年 3 月に「第 2 次小城市障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本理念である障がいがある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり（ノーマライゼーション*）も市民に少しずつ浸透しつつあります。また、障がい者の様々な社会活動への取り組みも活発化し、生活の質の向上への意識も高まるなど一定の成果をあげてきました。

しかし、障がいや障がい者に対する理解や認識がなお不十分であるなど、障がい者の自立や社会参加を妨げる要因が依然として存在するなど障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが必要です。

障がいのある人もない人も、お互いを認め合い、共に支え合いながら安心して暮らすことができる社会をつくるためにも、障害者差別解消法*が求める不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮*の提供を推進する必要があります。

また、学校教育においては、共生社会*の実現に向けて、インクルーシブ教育*による特別支援教育を推進するとともに、一人ひとりの子どもを大切にすると人権尊重の視点から、支援を必要とする子どもを含む全ての子どもに対し、共生社会*を生きる姿を育む姿勢が求められています。

そのため、今後、障がい者の地域移行の進展や高齢化による障がい者の増加等が予想される中で、全ての人にとって障がいや障がい者の問題が自分の問題であるという認識を持つことが必要となってきました。

《施策の方向》

障がいのある人が将来に夢を持って、健康で安全に安心して、障がいのない人と同じように暮らしを送り続けることができる地域、また、その持てる能力を十分に発揮しながら、社会の一員としてあらゆる分野に参加、参画することができる共生社会*の実現に向けて、以下のような取り組みを推進します。

(1) 啓発活動の推進

障がい者に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、障がい者週間（12月3日から9日）や人権週間（12月4日から10日）等を通じて市報やホームページ*等により広報・啓発活動を推進します。

(2) 相談体制の充実

障がいのある人の人権や権利擁護を推進するとともに、障がいのある人やその家族、高齢化する介護者等が抱える様々な悩みごとに対し、的確に迅速な相談支援ができるよう関係機関・関係団体等と連携強化しながら、相談体制の充実に努めます。

(3) 障がい福祉サービスの充実

居宅介護（ホームヘルプ）や重度者訪問介護、施設入所の支援をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立訓練や就労の支援等に対する訓練等給付の実施、補装具費の支給、相談の支援や移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など障がい者福祉サービスの充実に図ります。

(4) 人にやさしい環境整備の推進

障がい者をはじめ誰もが安心して生活ができる環境づくりに向け、関係機関と連携しながらユニバーサル・デザイン*のまちづくりを推進します。

(5) 社会参加の促進

障がいがある人と地域住民との交流を促進し、地域における日常的な関わり合いの中で暮らしていくことができるよう、障がいのある人との触れ合う機会や場の充実に図ります。また、スポーツ・文化活動における指導者の育成・確保に努めるとともに、ボランティア等の人材育成を図ります。

(6) 雇用・就労の促進

公共職業安定所等と連携を図り、就労移行支援から就労後のフォローまで、一貫した適切な相談・助言に努めます。また、公共職業安定所との連携のもと、企業・団体等や事業主に対して、各種助成制度の周知及び活用の促進を図り、障がい者雇用に係る情報提供及び助言に努めます。

(7) インクルーシブ教育*に対応した特別支援教育の充実

学校教育においては、教職員がインクルーシブ教育*についての理解を深め、児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた支援技術を身につけ実践するとともに、家庭や関係機関との連携を強化し、より具体化した支援を講じていきます。

6 外国人に関する人権問題

《現状と課題》

国内では、様々な分野における国際化の進展に伴い、居住する外国人が年々増加傾向にあります。

日本は、これまで歴史的・地理的に欧米やアジア諸国と比較して外国人との交流経験や交流機会が少なく、言葉の違いや価値観、歴史観等の認識の違いによる偏見や差別意識が見られ、外国人が日常生活に戸惑ったり、不利益な扱いを受けたりするなどの問題が発生しています。

近年、国内では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的行動、いわゆるヘイトスピーチ*が社会問題となっており、こうした行動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせるもので、決して許されることではありません。このような、外国人に対する不当な差別的言動の解消のため、平成 28 (2016) 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) *」が施行されました。

本市においては、令和 3 年 12 月末現在における外国人登録者数は 224 人となっています。国籍別で見ると、ベトナムが 59 人 (26.3%)、次いでインドネシアが 48 人 (21.4%)、中華人民共和国が 46 人 (20.5%) と続き、そのほかの国々を含めたアジア地域の合計が全体の 9 割を占めています。

本市に在住する外国人は今後も増加していくことが予想されます。多文化共生社会*の実現が求められる中において、国籍や文化、価値観の異なる人々が、同じ地域で生活することは、お互いを知り、お互いを学ぶことで、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出していくものです。

そのためには、市民と外国人がお互いに異なる文化や習慣・価値観を認識し、尊重し合える意識を育んでいくことができる環境づくり、国籍や文化の違いに関わらず、人権が尊重され、誰もが快適に生活できる地域づくりを進める必要があります。

《施策の方向》

日本人や外国人が区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重し合い、暮らしやすい社会を目指すために、以下のような取り組みを推進します。

(1) 国際交流推進体制の充実

交流活動の中心となる国際交流団体の支援や県内関係団体との連携強化など市民の自主的・主体的な国際交流活動の展開に向けた体制の整備に努めます。

(2) 多様な国際交流活動の促進

子どもや大人の国際交流活動の推進や在住外国人への情報提供、市民が多文化の理解を深めるため、市民主体の多様な国際交流活動を促進するとともに、様々な分野で外国人にやさしい開かれたまちづくりを推進します。

(3) 啓発活動の推進

外国人への偏見や差別意識の解消及び人権尊重への理解を深めるため、地域や企業・団体等、学校において人権教育・啓発活動を推進します。

7 患者等に関する人権問題

《現状と課題》

感染症や難病*等は、身体的、精神的、経済的に困難な状況にある患者やその家族が、周囲の無理解や思い込み等による偏見、差別意識等により二重に苦しむことなく、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できる社会を築く必要があります。

○H I V感染者*等

H I V感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不完全症候群のことをエイズ*（A I D S）と呼んでいます。

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は、日常的な接触では非常に感染しにくいウイルスであるにもかかわらず、正しい知識や理解の不足から、患者や感染者等への偏見や差別意識を生んできました。

H I V感染者*等が地域の中で、尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、周囲の人々の理解と支援が欠かせません。このため、H I V感染者*等についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、H I V感染の予防を行う必要があります。

○ハンセン病*

ハンセン病*は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病しても治療方法が確立しており、早期に治療すれば治癒します。

明治以降、病気に関する誤った認識からハンセン病*患者に療養所への入所を強制する隔離政策がとられてきました。この隔離政策は、昭和 28（1953）年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和 35（1960）年になってハンセン病*に対するそれまでの認識の誤りが明白となり、WHO（世界保健機関）が外来治療への転換を勧告した後も依然として続けられました。

平成 8（1996）年 4 月に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて、ようやく強制隔離政策は終結することとなりました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離等により、家族や親族等との関係を絶たれ、また、

ハンセン病*の後遺症である身体の障がい等により、現在も多くの方が療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難となっています。

このような状況の下、平成 13（2001）年 5 月にハンセン病*患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出されたことにより、ハンセン病*問題の重要性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病*患者及び元患者の名誉回復と福祉増進等の措置が講じられることにより、平成 21（2009）年 4 月に「ハンセン病*問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

しかし、ハンセン病*に対する正しい知識や情報が十分には普及していないことにより、日常生活における差別や嫌がらせ等の偏見や差別が根強く残っています。

○難病*患者等

難病*については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・療養を必要とし、経済的に大きな負担となるばかりでなく、病気によっては介護等に著しく労力を要することもあり、家族にとっても身体的・精神的な負担が大きくなっています。

難病*は、病気の特性や個人差もあり、一見して病気とわかる場合もあれば、まったく健康な人と変わらない場合もあります。また、就労については、医療の進歩に伴い、症状が安定し治療を続けながら就労されている方も多くいます。一方、周囲の理解・配慮が不十分なため、通院・休憩等の時間が十分に取れないことなどにより、仕事を辞める人もいます。

難病*に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠して生活している人も少なくありません。

このような中、難病*に関する正しい知識の普及を図り、難病*患者やその家族に対する差別や偏見を払拭することが必要です。

○肝炎疾患等

肝炎の原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、我が国では B 型肝炎ウイルス又は C 型肝炎ウイルス（肝炎ウイルス）感染に起因する肝炎患者が多くを占めています。肝炎ウイルスは、特定の血液凝固因子や集団予防接種により感染が拡大した経緯がありますが、肝炎ウイルスが容易に感染する等の誤った理解がまだまだ根強く残っており、色々な場面で不利益を受けるなど肝炎ウイルスに感染していること、肝炎患者であることを伏せている患者等が少なくありません。

肝炎に関する正しい知識については、十分に浸透したとは言えず、市民に対して正しい知識の普及を図り、肝炎ウイルス感染者や肝炎患者、その家族への差別や偏見をなくすことが必要です。

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和 2（2020）年に世界的に

感染が拡大しました。国においては、関係する法律を改正したうえで、適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備し、感染拡大防止を図るとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、感染者や感染者対策に携わった方々等の人権に配慮した取り組みを行っています。

しかしながら、感染者が確認された地域では、感染者やその家族等に対して、職場や学校等での心ない言葉、不適切な扱いなど、人権に関わるような事例が発生しています。また、医療従事者や介護・福祉従事者等のほか、ワクチンの未接種者の方にも、不適切な扱いや、いやがらせ、いじめ、SNS等での誹謗中傷等が社会的な問題となっています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、市民に対して正しい知識と理解の普及を図り、偏見や差別の解消に努める必要があります。

《施策の方向》

感染症や難病*等に対する正しい知識と人権意識の高揚を図るため、県・医療機関等と連携・協力しながら、以下のような取り組みを進めます。

(1) 正しい知識の普及・啓発活動の推進

疾患等に対する人権問題についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、県・医療機関等と連携した啓発や市報・ホームページ*等を通じて市民・企業・団体等への啓発活動を推進します。また、学校においては、子どもたちに感染症や難病*についての理解を深める教育を行っていきます。

(2) 相談・支援体制の充実

感染症や難病*等の患者が安心して相談をしたり、必要な情報を提供できる窓口を設けたりするなど、県や医療機関等との連携を深めながら、患者等のプライバシーに配慮した相談・支援体制の充実に努めます。

8 犯罪被害者に関する人権問題

《現状と課題》

令和2（2020）年警察白書によると、令和元（2019）年中の全国の刑法犯認知件数は74万8,559件（前年比マイナス6万8,779件）となっており、件数自体は減少傾向にあるものの高い水準にあります。県内においても、減少傾向にあり、件数は3,400件（前年比マイナス181件）となっています。

このような中、平成29（2017）年7月に「刑法」が改正され、①強姦罪を強制性交等罪に改め、性別の規定を撤廃、②親など観護する立場の者の18歳未満の者に対す

るわいせつな行為等を処罰する監護者わいせつ罪等を設ける、③性犯罪に関する親告罪の規定を廃止し、本人等の告訴がなくても起訴できるようにするなど、性犯罪に関し処罰行為の拡大が図られました。

一方、犯罪被害者等は、犯罪によって生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判等での精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア報道等による二次的被害のおそれもあります。それは、被害者本人にとどまらず、その家族や友人等にも及びます。

欧米では、犯罪被害者の権利として、①個人として尊重される権利、②加害者の刑事手続き等に関与し、知る権利、③被害回復を求める権利、④物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利等が確立し、社会全体で総合的に被害者支援を行う仕組みが構築されています。

近年、我が国でも、犯罪被害者等の人権に関する社会的な関心が高まり、平成 17 (2005) 年 4 月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、平成 28 (2016) 年 4 月には同法に基づき「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための施策が示されています。

また、佐賀県では、平成 26 (2014) 年 4 月に「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を施行し、同条例に基づく「防犯あんしん計画」を推進するとともに、平成 29 (2017) 年 4 月には、犯罪被害者等支援に特化した「佐賀県犯罪被害者等支援条例」を施行されています。

こうした中、本市においては、平成 29 (2017) 年 4 月に見舞金制度を盛り込んだ「小城市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等支援に努めています。

犯罪被害者やその家族の人権が侵害されるケースは様々ですが、被害者が今どのような支援を必要としているか等を見極めながら、適切に対応する必要があります。

《施策の方向》

予期せざる犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等が、直接的、副次的に被害に苦しむことなく再び平穏な生活を営むことができるよう、以下のような取り組みを推進します。

(1) 啓発活動の推進

犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の重要性について、県や関係機関等と連携して広報啓発に努めます。

(2) 相談体制の充実

県や関係機関及び民間団体等と連携し、犯罪被害者等への相談体制の充実に努めます。

9 性的指向*・性自認*等に関する人権問題

《現状と課題》

性的指向*・性自認*等（L G B T Q +*）に関する公的な統計調査はありませんが、平成 30（2018）年に民間企業等が実施した調査では、日本の総人口に占める性的指向*・性自認*等（L G B T Q +*）の性的少数者の割合は 8.9%（11 人に 1 人）という結果になっています。

我が国では、恋愛・性愛の対象は異性であるという固定概念が根強く、同性愛や両性愛等の当事者は差別や偏見の対象となることをおそれたり、性的指向*等を表明することによって差別を受け精神的苦痛を受けたりしています。

平成 16（2004）年 7 月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性の変更が可能となり、平成 20（2008）年の改正においては、その変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的負担が大きいこと等から依然としてハードルが高いのが現状です。

文部科学省においても、平成 27（2015）年に「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が、平成 28（2016）年に「性同一性障害や性的指向*・性自認*に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が通知され、性的指向*・性自認*等（L G B T Q +*）の児童・生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

このような中、佐賀県では、令和 3（2021）年 8 月に「パートナーシップ宣誓制度」が創設され、現行法制度の中で様々な性的指向*・性自認*等（L G B T Q +*）の性的少数者の生活上における障壁の解消に向けて取り組まれています。

《施策の方向》

性的指向*・性自認*等（L G B T Q +*）の性的少数者が、自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、以下のような取り組みを推進します。

(1) 啓発活動の推進

性的指向*や性自認*等（L G B T Q +*）に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、県・関係団体等と連携して多様性に関する情報など市報やホームページ*等を通じて啓発活動に努めます。

(2) 相談体制の充実

性的指向*・性自認*等（L G B T Q +*）に関する相談に対応するため、相談体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、県や関係団体と連携を図ります。

また、学校においては、日常の健康観察等により心身の健康問題の早期発見に努めるとともに、健康相談等による個別対応や相談体制の充実に努めます。

10 インターネットによる人権侵害

《現状と課題》

高度情報化社会（ICT社会）の急速な進展に伴い、今やインターネットは日常生活の一部になっています。インターネットは、孤立しがちな人権・同和問題における当事者にとっても他の当事者や支援者とつながる大切な手段となっています。

一方、インターネットの普及に比例して、インターネットを媒介としたプライバシーの侵害や差別を助長する表現や虚偽のニュース等の流布も増加しており、その内容も複雑化・多様化しています。特に、インターネットが持つ匿名性、容易性、拡散性等から、いったん情報が発信されると削除等が困難となり、取り返しのできない事態を引き起こします。また、いわゆる「出会い系サイト」による児童買春、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等により、子どもに対する人権侵害の増加も深刻な社会問題になっています。気軽に個人的な情報発信ができるブログやLINE等のSNS*を使ったネットいじめ、児童・生徒が利用できるコミュニティーサイトを通じて犯罪に巻き込まれるケースもあります。

このような中、平成14（2002）年5月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダー*やサーバーの管理者等に対し、人権侵害情報の発信者の情報開示請求や削除要請ができるようになりました。また、平成21（2009）年4月には、事業者へフィルタリングの提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」や、平成26（2014）年11月には、元交際相手等が性的な写真・動画をインターネット上に提出することへの罰則を盛り込んだ「私事性的動画記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

インターネット上の情報は、非常に膨大で日々変化するため、速やかな状況把握が厳しくなっています。人権侵害のおそれがある不適切な情報を覚知し、削除要請を行っても、情報の違法性の判断が難しい場合もあって、実際に削除されるかどうかは、当該サイトの管理者等の主体性に頼っているのが実情です。

インターネット上にいったん情報が流出されると、すぐに拡散してしまい、複数のサイトに同じ情報が複写され、対応が追い付かなくなってしまいます。特に、海外のサーバー等に情報が移った場合には、事実上、対応ができなくなってしまいます。インターネットを介したいじめや犯罪、経済的被害等から児童・生徒を守るというソフト面の対策が必要となってきます。

《施策の方向》

インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む。）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心できるICTサービスを享受できる環

境づくりのために、以下のような取り組みを進めます。

(1) 啓発活動の推進

利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解の下、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載することがないように、市民に対して啓発に努めます。

また、このような事案が発生した場合には、国や県・警察等と協力しながらプロバイダー*等に対し当該情報の停止・削除の自主規制を求めるなど侵害状況の排除に努めます。

(2) 学校における情報教育の推進

児童・生徒に対し、情報化の進展が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任等について理解させるため、情報モラル教育の充実を図ります。

11 その他の人権に関する様々な問題

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。

佐賀県では、平成 21 (2009) 年、罪を犯した高齢者や障がい者の中で再犯に至るケースが多くなっていたことを踏まえ、佐賀県地域定着支援センターを設置し、高齢又は障がいにより矯正施設（刑務所、少年刑務所等）から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護司、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる事業を実施しています。

矯正施設から出所した後、高齢又は障がいにより地域定着支援が必要なケースは横ばい傾向にあり、継続した取り組みが必要です。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。

本人や家族に対する偏見や差別を解消するために、刑を終えて出所した人の更生保護に向けた企業や事業所等の取組事例を活用しながら、関係機関と連携した啓発活動に努めます。

(2) ホームレス等生活困窮者

失業等の経済的要因に加え、家庭問題等の個人的要因が複合的に絡み合っ、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくさせられている人たちがいます。

ホームレスとなった人の多くは、衛生面が悪い、十分な食事をとることができないなど問題等を抱えており、また、一部には地域住民との間にあつれきが生じ、ホ

ホームレスに対する嫌がらせ等の人権問題が発生しています。

平成 14 (2002) 年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (ホームレス自立支援法)」が施行され、地域との協力の下、ホームレスの自立促進やホームレスとなることを防止するための生活上の支援等が定められました。その後、平成 27 (2015) 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスだけではなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者が支援の対象とされました。

ホームレスについては、市民の理解と協力の下に、偏見や差別意識を解消し、平成 27 (2015) 年 4 月に設置した「小城市生活自立支援センター」と連携・協力しながら、社会的自立支援等の取り組みに努めます。

(3) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970 年代から 80 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成 3 (1991) 年以來、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。

平成 14 (2002) 年 9 月の日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて日本人の拉致を認め謝罪し、同年 10 月に 5 名の拉致被害者が帰国しました。

政府は、拉致被害者・家族に対する経済的支援や安全、相談等の諸施策をまとめた「拉致被害者・家族に対する総合的支援策」を決定し、議員立法により平成 15 (2003) 年 1 月に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行されました。

5 名の拉致被害者については、平成 16 (2004) 年に残る家族の帰国が実現したものの、他の被害者について、北朝鮮当局はいまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、平成 22 (2010) 年までに 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めています。

県内には、政府が認定した拉致被害者はいませんが、警察庁が拉致の可能性を排除できないとした行方不明者が 7 名います。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるため、政府においては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。

国連においては、平成 15 (2003) 年以來毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況会議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

我が国では、平成 17（2005）年の国連総会決議を踏まえ、平成 18（2006）年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国民世論の啓発を図ることとされました。

本市においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から 16 日）」を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めていきます。

(4) 災害に起因する人権問題

平成 23（2011）年東日本大震災、平成 28（2016）年熊本地震、平成 29（2017）年九州北部豪雨等のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。

避難所においては、プライバシーを確保することのほか、障がい者や高齢者のような要配慮者に対する十分な支援が必要となります。

また、福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせ等が社会問題となる事態も発生しています。

人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者や被災地に対する差別等の人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深めることが必要です。

そのため、市民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、共助についての理解を深めるような取り組みに努めます。

(5) 個人情報の保護

国では、個人情報の適正な取り扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「個人情報の保護に関する法律」が平成 17（2005）年 4 月 1 日に全面施行されました。また、平成 27（2015）年 10 月には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、今後、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取り扱う事案が拡大することが想定されることから、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

このような中、本市においても、平成 18（2006）年 10 月に「小城市個人情報保護条例」を施行し、個人情報取扱い事務を所轄する各課の長が個人情報管理責任者として慎重な管理を行っています。また、平成 28（2016）年 1 月には、個人情報保護条例に加え、「小城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を施行し、個人情報の適切な管理、適正かつ円滑な運営に努め、個人情報の保護に取り組んでいます。

また、事前に登録した方の住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、平成 27（2015）年 1 月より、本人の代理人や第三者に交付した場合は、登録した方へ交付

の事実をお知らせする「本人通知制度」を創設し、不正請求や不正取得等を抑止するとともに、個人の権利侵害の防止を図っています。

今後とも引き続き、市民に対して“自分の情報は自分で守る”意識づくりに努めるとともに、民間事業者には個人情報の適正・安全な取得・管理への自律的な取り組みに努めます。

(6) その他の人権課題

このほかにも、アイヌの人々や人身取引、中国残留孤児とその家族の人権に関わる問題など様々な人権問題があります。

近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢等を踏まえれば、我が国も決して他人事ではありません。

社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる問題が存在し、常に高い人権意識を持っておくことが望まれます。

市民の一人ひとりが様々な人権問題を「自分事」として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための取り組みに努めます。

第4章 推進体制等

1 小城市における推進体制

本市では、人権施策を市政の重要な柱と位置づけ、関係部署等と連携、協力のもと市政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進します。

2 国、県、他の市町及び関係機関等との連携

人権教育・啓発の推進に当たっては、国、県、市がそれぞれの特性に応じた役割分担の下で連携を図ります。

このため、国や県、県内の他市町など人権に関わる関係機関・団体と連携・協力した啓発事業の実施や相互の人権教育・啓発に関する取り組みを推進します。

3 市民、企業、市民団体等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人ひとりがその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、お互いの人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが必要です。

そのため、人権教育・啓発の推進に当たっては、市民や企業、市民団体等の企画への参画や事業の共催など連携・協働を図り、人権教育・啓発や相談・支援等の取り組みに努めます。

4 基本方針の見直し

この基本方針は、今後の人権問題を取り巻く国・県の動向や国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向等を踏まえ、また、価値感の変化等による新たな課題に適切に対応するため、必要に応じた見直しを適宜行うこととします。

《資料編》

用語解説	-----	1
持続可能な開発目標（SDGs）について	-----	8
世界人権宣言	-----	9
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	-----	13
小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例	-----	15

用語解説

【あ】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約《人種差別撤廃条約》

昭和 41（1966）年国連で採択された条約締結国が、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。わが国は、平成 7（1995）年 12 月に批准している。

いじめ防止対策推進法

「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的」として平成 25（2013）年 9 月に施行された法律。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊厳等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な機能等を可能な最大限度まで発達され、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。誰もが、一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。平成 18（2006）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において提唱された。

インフォームド・コンセント

患者が、医療行為の内容について医師等か

ら十分な説明を受け、納得の上同意すること。

エイズ

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不完全症候群。

H I V感染者

ウイルス H I V（ヒト免疫不全ウイルス）による感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている（出典：総務省「国民のための情報セキュリティサイト」）。

L G B T Q +

L がレズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、G がゲイ（Gay：男性の同性愛者）、B がバイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、T がトランスジェンダー（Transgender：心の性と身体の性との不一致）、Q がクエスチョニング（Questioning：自身の性のあり方がまだわからない・決めていない・あえて決めない人）、+（プラス：こうした言葉では表現しきれない、性の多様性のことを表したもの）の頭文字から作られた言葉であり、性的少数者の総称として用いられる。

小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成 17（2005）年 7 月に施行された。小城市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現をめざした内容。

8 条からなり、目的、市の責務、市民の責務、施策の推進、啓発活動、推進体制の充実、審議会、委任について規定している。

小城市男女共同参画プラン

第 3 次小城市男女共同参画プランは、男女共同参画基本法に基づくもので、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」を目標にしています。また、プランの一部を、「女性の活躍推進計画」「配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害者支援基本計画」に位置付けています。

【か】

介護保険制度

急速な人口の高齢化の中で、たとえ介護が必要になっても可能な限り、自立した日常生活を営めるよう、利用者の選択により保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するとともに、介護者等の負担軽減も図るなど、老後の不安要因である「介護」を社会全体で支えていくことを目的に創設された制度で、平成 12（2000）年 4 月から施行されている。

基本的人権の尊重

人権は、全ての人間が生まれながらに享有する永久不可欠の権利にほかならない。

また、全ての人間に普遍的に保障された権利であり、人間が生まれながらに享有する。人間固有の自己以外のいかなるものからも侵

されることのない不可侵の権利である。そして、現在のみならず将来の国民にも等しく与えられた永久の権利。

教育基本法

日本の教育に関する根本的・基礎的な法律である。教育に関する様々な法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」「教育憲章」といわれることもある。

平成 18（2006）年 12 月に施行された現行の教育基本法は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の全部を改正したものである。

共生社会

人類が直面する様々な危機を克服していくためには、一人ひとりが個性を大切にしながら、多様性や他者を認め尊重し、共に生きることが大切な社会。

高齢社会

国連では、65 歳以上の人口比率が 7 % 以上の場合に「高齢化した社会」と分類している。「高齢化社会」が高齢化しつつある社会であるのに対し、「高齢社会」は高齢化が進行して高齢化率が 14% 以上に対し、それが持続する社会を指す。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために社会の側が行う必要な改善や変更のこと。

国際人権規約

「①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「②市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「③市民的及び政治的権利に

関する国際規約の選択議定書」の3つの条約の総称。わが国は、①及び②の規約について昭和54（1979）年6月に締結している。

子ども支援センター

小城市教育委員会では、子どもの教育に関する悩みや心配事の相談を受け、解決への援助を行うため、小学生や中学生本人はもちろんのこと、その保護者や教職員等からも相談を受ける体制をとっている。学習指導その他学校教育に関する専門的な知識を有する相談員が相談を受ける。

【さ】

参加体験型

知識を中心とした教え込みではなく、ゲームやシミュレーションを使用したり、体験や参加を重視した歌や踊りなどの文化的活動などを取り入れ、自ら学ぶことができること。

児童憲章

日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言である。昭和26（1951）年5月5日、広く全国各都道府県にわたり、各界を代表する協議員236名が、児童憲章制定会議に参集して、3つの基本綱領と12条の本文から成る児童憲章を制定した。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。児相とも略称される。全ての都道府県及び政令指定都市に最低1か所以上が設置される。養護相談、

保健相談、心身障がい相談、非行相談、育成相談等を行い、精神衛生の知識がある医師、児童心理士、児童福祉士などをおく。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

平成元（1989）年11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、平成6（1994）年に批准している。

児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者等が監護する児童に対し、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置その他の保護者としての看護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されている。

児童福祉法

児童の生存権を保障する健全育成と、全児童の福祉の増進を基本精神とした総合的基本法として昭和23（1948）年1月に施行された。平成10（1998）年4月の改正で、児童が成長し、大人になるまでに社会的、経済的に自立できるように支援することに力点がおかれた。

社会的養護

親の病気や離婚、虐待など様々な事情によ

り家庭で生活することができない児童を公的責任で社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、平成 28（2016）年 4 月 1 日に施行された。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

ジョグジャカルタ原則

平成 18（2006）年 11 月、インドネシアのジョグジャカルタにおいて国連特別報告者や元国連人権高等弁務官などの専門家が集まって開かれた非公式の会議によって採択された性的指向や性自認に関して国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、市町村から推薦された方を法務大臣が委嘱するもの。人権擁護委員は、地域において自由人権思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起きないように監視し、人権を擁護している。

人権擁護施策推進法

平成 6（1994）年に採択された「人権教育のための国連 10 年」を受け、平成 8（1996）年 12 月に 5 年間の時限立法として制定公布されたもので、平成 9（1997）年 3 月の同法施行に伴い、①人権尊重の理念に関する教

育と啓発及び②人権を侵害された被害者救済のために、人権擁護推進審議会がおかれた。同年 5 月には、法務大臣からこの 2 点について同審議会に正式に諮問された。

スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

スクールサポーター

警察署と学校・地域のパイプ役として、少年の非行防止や児童等の安全確保対策に従事する警察署の再任用職員または専門知識を有する人材のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけを支援する。

ストーカー

ストーカーの明確な定義や概念はないが、特定の者に対する恋愛感情等が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的でつきまとい等を繰り返す者のことをいう。

平成 12（2000）年 11 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行され、ストーカー行為等の取締りが行われている。

世界人権宣言

昭和 23（1948）年 12 月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的権利について各国が達成すべき基準を定めた。なお、採択された 12 月 10 日は「世界人権デー」とされ、我が国では、12 月 10 日までの一週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のために啓発活動を全国的に展開している。

性自認

自分の性別をどのように認識しているか、どのような性のあり方を自分の感覚として持っているかを示す概念。「心の性」と呼ばれることもある。

性的指向

ある人の恋愛や性的関心がどの対象に向くかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛関心が異性に向かう愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）等を指す。

【た】

多文化共生社会

国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会のこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる

事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に促進することを目的として、平成 11（1999）年 6 月に施行された。

地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため市町が設置する施設。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的（殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなど）、性的な暴力を言う。

同和対策事業特別措置法

同和地区における社会環境の改善、経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等を図るため、国及び地方公共団体が協力して行う同和事業の目標を明らかにするとともに、この目標の達成のために必要な特別措置等を定めた 10 年間の時限法として昭和 44（1969）年 7 月施行。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関としておかれた「同和対策審議会」が昭和 40（1965）年 8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。その後の同和対策の基

礎となった。「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記され、対策の具体的な取組として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護などを内容とする総合的対策が取られるべきであると提言された。

同和問題啓発強調月間

平成3（1991）年度より佐賀県が同和問題を正しく理解し、差別のない明るい社会を築くことを目的に制定され、8月に集中的に同和問題の啓発を行っている。

【な】

難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

【は】

ハラスメント

様々な場面での嫌がらせ、いじめのこと。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせる・尊厳を傷つける・不利益を与える・脅威を与えるなどすることを指す。

ハンセン病

極めて感染力の弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌性感染症。かつては「らい病」と呼ばれ、遺伝病のように考えられていた時代もあった。現在は、明治6（1873）年にらい菌を発見した、ノルウェーのアルマウェル・ハンセン医師の名前をとり、「ハンセン病」と呼ばれている。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること（病気や経済的理由による者は除く。）。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

インターネットの普及によって部落差別が拡大していることや、身元調査を目的とした差別事象が続発していること、さらには、解決したわけでもないのに「同和問題は過去の問題である」という誤った認識が広がっている社会情勢を背景に制定された。平成28（2016）年12月16日施行。

プロバイダー

通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピューターをインターネットに接続する業者。

ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に日本社会から追い出そうとしたりするなどの一方的な内容の言動や行動。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備や教育、啓発活動等を推進することを目的とし、平成 28（2016）年 6 月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を定め、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、国民はこうした差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるよう努めることを基本理念とし、国及び地方公共団体の責務を明らかにする。

ホームページ

インターネット上の WWW（ワールドワイドウェブ）というシステムから情報発信するとき、それぞれの利用者の目次に相当するページのこと。

【ま】

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者であり、社会奉仕の精神をもって、地域社会において、福祉に関わる様々な調査や相談及び福祉の措置を必要とする人に対する指導、助言にあたる一方、福祉事務所、各種相談所など関係行政機関に対する協力活動する委員をいう。また、民生委員は、児童委員を兼務することとなっており、児童委員としても、児童・妊産婦の生活と環境の状況把握、その保護、保健などに関する援助・指導や児童相談所や福祉事務所などの連携、協力を行う。

門地

人の出生によって生じる社会的な地位。いわゆる「いえがら」「生まれ」「血筋」。

【や】

ユニバーサル・デザイン

ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であったロナルド・メイスによって提唱した概念。「できるだけ多くの人が利用可能なデザインにする」ことを基本としている。障がい者に限定せず、自由度が高く、簡単、すぐわかる、危険につながらない、などを原則とする。

持続可能な開発目標（SDGs）について

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。






17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

小城市においても、SDGs の理念や関連性を意識しながら、各施策に取り組むこととしています。



（引用：国連広報センター）

この基本方針と関連する持続可能な開発目標（SDGs）は次のとおりです。

	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（出典：外務省（仮訳））

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連行総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること

並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重

い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続

によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合には、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出で

あると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使

するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を

有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく

人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成 17 年 7 月 14 日

条例第 193 号

すべての国民は、基本的人権を享有し、日本国憲法に基づき、法の下での平等を保障されている。また、世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現は私達の願いであると同時に責務である。

しかしながら、今日、部落差別をはじめ、障害者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別などさまざまな差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚に努め、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、市は、すべての市民が安心して暮らせる平等な社会の実現に向けて、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施

策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。

(啓発活動)

第 5 条 市は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体及び企業・事業者等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査、審議するため、小城市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

小城市人権教育・啓発基本方針

【第一次改訂】

令和4年3月

発行 小城市市民部人権・同和対策室

〒845-8511

佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

T E L 0952-37-6136

F A X 0952-37-6160

E-Mail jinken@city.ogi.lg.jp